

2024年9月3日（お知らせ）



令和6年台風10号の被害により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

この度の台風10号により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。
災害救助法が適用された地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を実施させていただきますので、お知らせします。

記

1. 対象地域

下表記載の災害救助法が適用された地域

	市町村
災害救助法 適用市町村	[静岡県] 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南、伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町 [神奈川県] 平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄下郡湯河原町

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2024年7月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります）、8月、9月および10月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り申し受けません。

(3) 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年2月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

3. その他

(1) 上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」をご提出いただくことがあります。

(2) 特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以上